

税務課からのお知らせ



令和6年度から 森林環境税(国税)の課税が始まります

■森林環境税とは

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される、国税です。

個人住民税均等割の枠組みを用いて、1人あたり年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

■令和6年度以降の村県民税均等割・森林環境税の税額

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に1人あたり年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されていました。

この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに国税として森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	水とみどりの森づくり税	500円	500円
県民税	個人住民税均等割	1,500円	1,000円
村民税	個人住民税均等割	3,500円	3,000円
	計	5,500円	5,500円

■課税されない人(非課税基準)

森林環境税は、原則として村県民税が非課税の人には課税されません。森林環境税が非課税となる基準は下記の通りです。村県民税・森林環境税は前年中(1月~12月)の所得に基づいて課税されます。

	前年の合計所得金額
扶養親族がないとき	38万円以下の場合
扶養親族がいるとき	$28万円 \times (\text{扶養親族数} + 1) + 26.8万円$ 以下の場合

阿蘇地区租税教育推進協議会主催 令和5年度税を考える作品表彰

国税庁などにより募集された「税に関する作品」に村内小中学校の児童生徒が作品を応募し、次のとおり受賞されました。

【習字】(租税教育推進協議会主催)

名賞	学校	氏名(敬称略)	学年	作品
阿蘇間税会 会長賞	南阿蘇中	宮田 翔真	2	貢献
南阿蘇村長賞	白水小	桐原 希彩	5	青色申告
南阿蘇村長賞	久木野小	坂井 珀飛	5	青色申告

